東 久 留 米 市 子ども・子育て会議 平成30年7月30日

特定教育・保育施設の利用定員等について

子ども・子育て支援法第31条第1項に基づく平成30年10月開始予定の特定教育・保育施設の利用定員については、事業者からの申請により、下記のとおり設定します。 また、当該施設の認可基準にかかる項目については、下記のとおりです。

記

1. 対象施設(保育所)

名称		(仮称) トレジャーキッズひがしくるめ保育園
所在地		新川町1丁目9番(住居表示未定)
施設類型		保育所
事業者名		株式会社セリオ
① 利用定員の設定		
利用定員(2号)		3 9名
利用定員(3号)	0歳	9名
	1~2歳	2 4名
合計		7 2名
② 認可基準にかかる項目		
保育士 (配置基準)		1 1名
保育室		179.57 m²
屋外遊戲場		代替地 (東口中央公園)
		※一部敷地内に屋外遊技場有
給食		自園調理